

医政発 0401 第 20 号  
令和 6 年 4 月 1 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長  
(公 印 省 略)

「厚生農業協同組合連合会の行う医療保健業に対する法人税の  
非課税措置の取扱いについて」の一部改正について

全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生（医療）農業協同組合連合会が行う医療保健業については、一定の要件の下に法人税を課税しないこととされており、その取扱いについては、「厚生農業協同組合連合会の行う医療保健業に対する法人税の非課税措置の取扱いについて」（昭和 59 年 6 月 19 日付医政発第 573 号厚生省医務局長通知。以下、「通知」という。）及び通知に係る同日付事務連絡に基づき対応いただいているところである。

今般、法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）第 5 条の 2 第 1 項及び第 3 項が改正され、法人税の非課税措置に係る要件が追加されたことに伴い、通知の一部を下記の通り改正するので、これらを御了知の上、引き続き適切な運用に努めていただくようお願いする。

記

第一 改正の趣旨

法人税法施行規則第 5 条の 2 第 1 項及び第 3 項の改正に伴い、通知の一部について所要の改正を行う。

第二 改正の内容

通知については、別紙 1 の新旧対照表のとおり改正する。